

2020年4月3日

## 株式会社ダイヤモンド社との訴訟における勝訴判決のお知らせ

大東建託株式会社(以下、当社)は、株式会社ダイヤモンド社(以下、ダイヤモンド社)の発行する「週刊ダイヤモンド」2017年6月24日号に掲載された「不動産投資の甘い罠」と題する特集記事について、事実と異なる記事で名誉が毀損されたとして、名誉棄損に基づく損害賠償の支払い等の請求を東京地方裁判所に提起しておりました。

上記訴訟に関しまして、2020年3月16日、東京地方裁判所は当社の主張を一部認め、ダイヤモンド社に対し、20万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

この判決は双方が控訴しなかったことから、3月31日に確定しています。

なお、当社は、ダイヤモンド社が発行した「DIAMOND online」2018年8月21日付の記事に関して、ダイヤモンド社に対して名誉棄損に基づく損害賠償を提訴しておりました。本訴訟についても、当社の勝訴判決が東京地方裁判所から言い渡され、双方が控訴しなかったことから、2019年9月12日に確定した経緯があります。

以上

< 本件に関するお問い合わせ >

大東建託株式会社 広報部 TEL:03-6718-9174